

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年 11月27日 (火) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員 (8人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明 (遅)
	10番	巴敏博

4. 欠席委員 (3名)

	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第30号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第6	報告第32号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第7	議案第33号 賃貸借の合意による解約について
第8	議案第34号 現況証明願いについて
第9	議案第35号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山 智
主任	平塚 恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成30年第11回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは、本日は第11回の農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。早いもので今年もあと1ヶ月を残すのみとなりましたけれども、11月に入りましても安定した暖かい日が続きまして、豆の収穫、ビートの収穫等順調に進んだのではないかと思います。しかしながら今年1年の農作物、全般的には6月7月のぐずついた天気が最後まで尾を引きまして、満足の行く良い出来秋とはならないと思っています。また私事ですが、明日から1日まで全国農業委員会の代表者集会ということで1日まで東京で開催されます集会に参加してきます。その中におきまして、研修内容としましては農水省の意見交換また武部あたら衆議院議員との要請担当等がございます。オホーツクの農業委員会と致しまして、農業政策と来年の予算に関する要望としっかり意見を述べて参りたいと思います。それでは今日も議案、慎重審議して参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、7名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、7番 山田委員、8番 石橋委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長：日程第4 報告第30号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題いたします。事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、報告第30号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。議案書に基づいて説明いたします。

あっせん委員は石橋委員、西原委員です。

あっせん日 平成30年10月30日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 本岐78番1外3筆、地目 畑、面積合計 33,198㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●円となります。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますので、ご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告終わりました。報告第35号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第35号につきましては、報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして日程第5 報告第31号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは報告第31号「農地法3条の3の規定による届出の受理について」ご報告いたします。今回の案件は相続による所有権の移転1件です。議案書をご覧ください。

農地法第3条の3

所有権の移転

番号26番【譲渡人及び譲受人の住所氏名等】、土地の所在 最上5番4外2筆、
地目 公簿・現況 畑、面積合計 23,578㎡、利用状況 普通畑、契約種
類 相続、土地引渡しの時期 平成30年6月1日、届出理由 死亡による相続。
位置図につきましては次頁に添付してございますので、ご確認頂きたいと思いま
す。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第31号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

議 長：ありませんか
【ありませんの声】

議 長：質問がないようですので、報告第31号については報告の通り了承願います。

議 長：続きまして、日程第6 報告第32号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告
について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは報告第32号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告
いたします。

2頁後の農地所有適格法人要件確認一覧をご覧ください。

今回報告されました法人は【法人名読上】の1件でございます。

報告されました農地所有適格法人につきましては全ての項目において記載の通り
要件を満たしていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。報告第32号についてご意見、ご質問ありましたらお願い
します。

議 長：ありませんか
【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第32号については報告の通りご了承願います。

議 長：日程第7 議案第33号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、議案第33号「賃貸借の合意による解約について」ご説明いたします。
今回は、1件の通知がありました。本解約については先のあっせんによる解約で
ございます。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知

賃貸借の合意による解約

番号16【賃貸人及び賃借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 本
岐78番4外4筆、地目 畑、面積合計 33,753㎡、移転の内容 種類
賃借権、内容 普通畑、始期 平成27年5月28日、終期 平成31年11月
30日、全契約地 33,753㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年
10月30日。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認頂きたいと思
います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。議案第33号について質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第33号について採決します。

本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第33号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：続きまして、日程第8 議案第34号「現況証明願について」を議題といたしま
す。事務局、説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは議案第34号「現況証明願について」ご説明いたします。今回1件の申請がありました。議案書に基づいて説明いたします。

現況証明

番号8番【申請者住所氏名等】申請地 達美237番9外、公募地目 畑、現況地目 農地、採草放牧地以外、面積 335㎡、利用状況 雑種地【所有者住所及び氏名】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。位置図につきましては次頁の通りとなります。

以上で説明終わります。

議長：説明が終わりました。
議案第34号について、質疑を求めます。

議長：ありませんか。
【ありませんの声】

議長：質疑を終結します。これより議案第34号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、異議ありませんか。
【異議なしの声】

議長：異議ないと認め、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長：日程第9 議案第35号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：はい 事務局主任

議長：事務局主任

事務局：それでは、議案第35号の農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。今回は、所有権移転1件、賃貸借21件の申出がありました。議案書に基づいて説明いたします。

農用地利用集積計画

所有権移転

番号35番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 本岐78番1外3筆、地目 畑、合計面積 33,198㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年12月1日、対価 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

(賃貸借)

番号36番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 高台56番1外4筆、地目 畑、合計面積 76,935㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成33年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号37番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 相生351番外10筆、地目 畑、合計面積 82,894㎡の内78,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成31年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号38番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 美都298番1外2筆、地目 畑、合計面積 49,857㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号39番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 大昭107番外10筆、地目 畑、合計面積 73,550㎡の内70,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号40番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 本岐174番1、地目 畑、合計面積 5,292㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成31年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号41番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 東岡216番1、地目 畑、合計面積 70,357㎡の内66,421㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号42番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 共和120番3、地目 畑、合計面積 5,275㎡の内4,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号43番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 高台108番7外10筆、地目 畑、合計面積 53,36

1㎡の内45,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号44番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 活汲84番1外1筆、地目 畑、合計面積 3,879㎡の内3,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成33年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号45番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 共378番外4筆、地目 畑、合計面積 43,482㎡の内30,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号46番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 共和508番1外1筆、地目 畑、合計面積 10,519㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号47番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 東岡287番3外4筆、地目 畑、合計面積 64,494㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号48番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 美都502番1外3筆、地目 畑、合計面積 65,275㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成33年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号49番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 相生257番1外2筆、地目 畑、合計面積 58,107㎡の内50,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号50番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 活汲100番1外20筆、地目 畑、合計面積 108,734㎡の内105,325㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成33年11月30日、借賃 ●●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号51番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 豊永172番1外7筆、地目 畑、合計面積 48,999㎡の内30,967㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号52番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 豊永175番1外6筆、地目 畑、合計面積 60,508㎡の内39,508㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年12月31日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号53番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 豊永170番1、地目 畑、合計面積 13,971㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成35年12月31日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号54番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 達美159番1、地目 畑、合計面積 42,212㎡の内40,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月1日、終期 平成33年11月30日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号55番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 最上5番4外2筆、地目 畑、合計面積 23,578㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月29日、終期 平成33年12月31日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号56番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 最上3番1、地目 畑、合計面積 6,602㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月29日、終期 平成33年12月31日、借賃 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

これより議案第35号の内35番から53番を先議いたします。

議案第35号の内35番から53番について、質疑を求めます。

議 長：はい。山田委員

山田委員：7番山田です。契約年数が、1年とか3年とか5年というのは、双方の話し合いで決まっているのでしょうか。

事務局：前回の総会で皆様から利用集積計画についてお願いしたところであります。その際、貸主にお話し頂いて、何年契約にするかを聞いて頂く。その後農業委員さんが話すのか、貸主がお話頂くのかというのは在りますけども、何年にしたいという話しをして頂いて、双方で話し合った結果の契約年数となっております。

議長：よろしいですか

山田委員：はい

議長：他にありませんか

【ありませんの声】

議長：質疑を終結します。

これより議案第35号の内35番から53番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長：異議ないものと認め、議案第35号の内35番から53番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長：次に、議案第35号の内54番から56番について質疑を行います。

本件は、津別町農業委員会会議規則第15条の規定により、私は議事参与の制限に該当いたしますので退席をいたしますので、巴職務代理に審議取り進めをお願いします。

【田原会長退席】

仮議長：それでは会長の代わりに執り進めさせていただきます。

議案第35号の内54番から56番について、質疑を求めます。

ありませんか

【ありませんの声】

仮議長：質疑を終結します。

これより議案第35号の内54番から56番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

仮議長：異議ないものと認め、議案第35号の内54番から56番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【田原会長着席】

(14時30分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員